

私幼第 28165 号
平成 29 年 1 月 18 日

都道府県団体長 様
〔 幼保連携型認定こども園
幼稚園型認定こども園
施設型給付を受ける幼稚園 〕

全日本私立幼稚園連合会
事務局

平成 29 年度 子ども・子育て支援新制度関係予算案の概要について

日頃、本連合会の諸活動に対しご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。
早速ですが、先日閣議決定された予算案のうち、子ども・子育て支援新制度関係の内容が明らかとなりましたので、私立幼稚園に関係する主な事項についてご報告いたします。

本連合会が精力的に運動を展開してきた結果、消費税の引上げが延期され厳しい財政状況の中、下記のとおり、幼稚園教諭についても、保育士と同様の手厚い処遇改善が実施されるとともに、一時預かり事業（幼稚園型）について、単価の増額が行われることとなりました。

◆平成 29 年度予算案 主な充実内容

1. 公定価格（施設型給付）

0. 7 兆円ベースの「質の向上」を全て実施するとともに、以下の改善を実施。

（1）更なる「質の向上」としての 2 % の処遇改善（全職員共通）

（2）技能・経験を積んだ職員に係る追加的な処遇改善

① 中核リーダー・専門リーダー（概ね経験 7 年以上）： 月額 4 万円

② 若手リーダー（概ね経験 3 年以上）： 月額 5 千円

（3）国家公務員給与の改定に伴う待遇改善（幼稚園教諭 1. 3 %）

※ 平成 28 年度に遡及して適用

2. 一時預かり事業（幼稚園型）

（1）長時間加算の単価増（待機児童に係る緊急対策を全国適用）

一律 100 円 ⇒ 時間に応じた単価を適用（100 円～300 円）

（2）長期休業期間中の預かりに係る基本分の単価増

一律 400 円 ⇒ 8 h 以上預かる場合は、800 円

◆運営上の留意事項

なお、子ども・子育て支援新制度に関しては、本連合会・認定こども園委員会が先日調査・公表したように、各園の収支差額(決算)が全体としては制度施行前と比較して増額となった園が多かった結果となっています。特に、平成 27 年度については、制度施行直後で収入が年度末まで見通せなかった一方で、支出については、従来と同様の厳しさと節減を図ったことが大きな要因の一つではないかと考えています。

初年度はやむを得ない面が大きかったと思いますが、新制度における消費税財源も活用した財政支援の拡充は、教員配置の改善などを通じた教育の質向上のために措置されたものであることから、今後も同様の支援が継続されるためには、収入増を適切に支出に反映し、教育環境を更に向上させることが求められてくるものと考えられます〔社会保障分野などのこれまでの例(医療、介護等)を見ると、収支差がプラスであることのみをもって、財政当局から削減圧力を受け、その結果、マイナス改定となった例が実際にあります〕。

幼児教育に対する財政支援の充実、より良い幼児教育を行うために必要不可欠であり、新制度の更なる充実についても、引き続き、本連合会として、文部科学省はじめ関係省庁などに強く求めていく所存です。そのためにも、各園におかれても、今年度の残りの期間と来年度において、新制度に移行した際の収入の増加分について、幼児教育の充実に活用いただく等の適切な対応をいただきますようお願いします。

以 上



平成29年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 予算案の状況について

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
文部科学省初等中等教育局

平成29年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成28年度予算額)		(平成29年度予算案)
2兆2,593億円	→	2兆4,490億円
1兆6,091億円	→	1兆6,559億円【うち年金特別会計】

1. 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実) 23,174億円(21,790億円)

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実) 9,167億円(7,636億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付 7,928億円(6,500億円)

- 子どものための教育・保育給付費負担金 7,879億円(6,428億円)
 - ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)
 - ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)等

《主な充実の内容》

- ◇保育士等の処遇改善等
 - ・平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善(保育士・幼稚園教諭・保育教諭: +1.3%)を平成29年度の公定価格にも反映
 - ・保育士等の研修機会の確保のため、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用を拡充(保育士等1人当たり年間2日→年間3日)【0.3兆円メニューの一部実施】
 - ・上記に加えて、「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づく処遇改善を実施(後掲・2ページ参照)
- ◇幼児教育の段階的無償化等
 - ・市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化
 - ・年収360万円未満のひとり親世帯等について、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減
 - ・1号認定子どもについて、年収約360万円未満相当世帯の保育料軽減

- 子どものための教育・保育給付費補助金 49億円(72億円)

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

② 地域子ども・子育て支援事業（年金特別会計に計上）

1,239億円（1,136億円）

○ 子ども・子育て支援交付金 1,076億円（982億円）

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業
- ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等

○ 子ども・子育て支援整備交付金 163億円（154億円）

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援。

《主な充実の内容》

◇放課後児童クラブの拡充等

- ・「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、施設整備費の補助率高上げを継続するとともに、運営費補助基準額の増額を行うほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

③ 保育士等（※）の処遇改善（※）子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員を含む。

◇保育士等（民間）の処遇改善

ア 民間保育園等に勤務する全ての職員を対象とした2%（月額6千円程度）の処遇改善【0.3兆円メニューの実施】

イ アに加えて、

- ・経験年数が概ね7年以上で、研修を経た中堅職員に対して、月額4万円（園長及び主任保育士等を除く職員全体の概ね1／3を対象）
- ・経験年数が概ね3年以上で、研修を経た職員に対して、月額5千円

の追加的な処遇改善を実施する。

※ 経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。

※ 研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。

※ 月額4万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。

※ 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。

※ 上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

◇放課後児童支援員の処遇改善

- ・「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、勤続年数や研修実績等に応じた放課後児童支援員の処遇改善を実施する。【0.3兆円メニューの実施】

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

**研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築**

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

※新たな名称はすべて仮称

新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体：都道府県等
- ※ 研修修了の効力：全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効

新 副主任保育士 ※ライン職

新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
 - イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
 - ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して**2%(月額6千円程度)**の処遇改善を実施

幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

**研修による技能の習得を通じた、
キャリアアップ**

＜標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、
幼稚園教諭7人、事務職員2人
合計12人

※新たな名称はすべて仮称

園長 ＜平均勤続年数27年＞

副園長・教頭 ＜平均勤続年数24年＞

○キャリアアップのための研修の 受講

→都道府県・市町村、幼稚園団体、
大学等が実施する、保育者としての
資質向上のための既存の研修をキャ
リアアップに活用

【研修分野例】

- ①教育・保育理論 ②保育実践
- ③特別支援教育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者の支援・子育ての支援
- ⑦小学校との接続 ⑧マネジメント
- ⑨制度や政策の動向

※ 研修修了の効力：全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職する場合：
以前の研修修了の効力は引き続き有効

主幹教諭 ＜平均勤続年数19年＞

新 中核リーダー ※ライン職

新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人

(園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の
研修を修了
- エ 中核リーダーとしての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で2人

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記③～⑦など)の研修を修了
- ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 ＜平均勤続年数7年＞

※ 研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可

※ 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可

※ 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

※ 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して**2%(月額6千円程度)**の処遇改善を実施

執行面の留意事項

- **経験年数**に係る要件については「概ね」であり、各保育園・幼稚園・認定こども園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- **研修**に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- **月額4万円の配分**については、各保育園・幼稚園・認定こども園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。（具体的な運用については、今後検討）
- 技能・経験を有する保育士・幼稚園教諭・保育教諭等に対する処遇改善については、**職務手当を含む月給**により実施。

一時預かり事業(幼稚園型)に係る補助単価の見直し(案)【H29】

趣 旨

幼稚園における待機児童や小規模保育等の卒園生の受入れ、多様な預かりニーズへの対応を推進するため、預かり保育の長時間化・通年化を図る。

見直し内容

1. 長時間加算の単価増

○現行単価(1人当たり日額) : **100円**

- ・ 預かり時間(教育時間を含む)が8hを超えた場合に適用
- ・ 待機児童に係る緊急対策の一環として、平成28年度から、特定の自治体に限り、時間に応じた単価を適用(**100円 ~ 300円**)

長時間の預かりへのインセンティブを強化

※ 緊急対策を一般化(全国に適用)し、潜在的待機児童を含め、幼稚園での適確な受入れを促進

○見直し後単価(1人当たり日額) ※ 全国一律

超過時間2h未満の場合	100円
超過時間2h~3hの場合	200円
超過時間3h以上の場合	300円

2. 長期休業期間中の単価増

○現行単価(1人当たり日額): **400円**

- ・ 基本分は、4hの預かりを想定して一律 400円に設定
- ・ 土日祝については、8hの預かりを想定して800円に設定

〔 現行単価では必要経費を十分に賄えず、長期休業期間中の預かりが円滑に実施できないとの指摘 〕

長期休業期間中の預かりへのインセンティブを強化

○見直し後単価(1人当たり日額)

土日祝以外の長期休業期間中についても、8h預かる場合には**800円**とする(4h預かる場合は400円のまま)

※ 長時間加算は、別途適用

【参考データ】幼稚園における預かり保育の実施状況 (平成26年5月1日現在)

○ 預かり保育の実施率 **83%** (私立95%、公立61%)

・ うち、長時間(午後6時以降まで)の実施率 **29%** (私立35%、公立11%)

・ うち、長時間休業中の実施率 **62%** (私立70%、公立38%)